

<措置の概要>

スリランカからの在留資格保持者の再入国は、当分の間、特段の事情がない限り、拒否することとする。上記措置は本年5月19日を指定日とし、5月21日午前0時から開始する。

(注1) 5月20日までに再入国許可をもって出国した「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、又は「定住者」の在留資格を有する者が、当該措置対象国・地域から再入国する場合は、原則として、特段の事情があるものとし、また、5月21日以降に出国した者については、この限りではない。なお、「特別永住者」については、この再入国拒否対象とはならない。

(注2) 上記に基づく措置は、5月21日午前0時(日本時間)前に当該措置対象国・地域を出発し、同時刻以降に本邦に到着した者は対象としない。

なお、今回の措置は「在留資格保持者の再入国」が対象となっており、日本国籍保持者は対象となっておりません。

詳細は、以下の内閣官房 HP を御確認ください。

<https://corona.go.jp/news/>

なお、人の往来に関する制度全般に関しては以下のウェブサイトでも情報発信を行っております。

○外務省ウェブサイト

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html

○経済産業省ウェブサイト

<https://www.meti.go.jp/covid-19/ourai.html>

【お問い合わせ先】

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口(検疫の強化)

日本国内から：0120-565-653

海外から：+81-3-3595-2176(日本語、英語、中国語、韓国語に対応)

○出入国在留管理庁(入国拒否、日本への再入国)

電話：(代表) 03-3580-4111(内線 4446、4447)

○外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション

電話：0570-011000(ナビダイヤル：案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。)

一部の IP 電話からは、03-5363-3013

○経済産業省 通商政策局 総務課 水際対策チーム

電話：03-3501-5925(直通)